

令和8年6月5日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

1 市職員の不適正な契約事務

処分に係る職員の所属、職及び年齢	企画財政部 主事 (30代)
処分の内容	戒告
処分対象となった事実	<p>令和8年3月下旬、被処分者は、市所有の財産の売却の契約事務において、入札を行わず事務を簡素化するという動機で、見積り業者に対して「見積り金額が50万円を超えると入札になる。」旨を伝え、事実上の入札逃れを図るとともに、暗に50万円以下の見積りを促すような言動を行った。</p> <p>令和8年4月1日(水)、提出された見積書により、市は見積り業者と契約を締結し、50万円以下の契約金額で市所有の財産を売却した。</p> <p>被処分者の行為は、碧南市契約規則第3条(契約の原則)及び第4条(契約担当者の遵守事項)に違反し、市の公正な契約事務を阻害するものであり、地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)及び第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触する。</p>
処分事由	地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)及び第2号(職務上の義務違反)に該当するものとして処分を行った。
処分年月日	令和8年6月5日
その他	地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分 ◇監督責任 管理監督者である所属課長及び当時の所属課課長補佐を文書訓告とした。

《問合せ》

碧南市役所秘書課人事係 0566-95-9862 (直通)